

2025年12月1日

お知らせ

健康保険証廃止に伴う当社における本人確認について

平素は保険業務推進に関し、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。さて、このたび2025年12月2日以降、従来の健康保険証が廃止され、本人確認書類としては使用できなくなることに伴い、改めて当社の本人確認書類についてご案内申し上げます。

記

1. 「本人確認」の手続きに必要な書類

『推奨する本人確認書類』

- マイナンバーカード
- 運転免許証



『その他の本人確認書類』

- パスポート
- 在留カード
- 住民基本台帳カード



『資格確認書の取扱い』

名前と生年月日が確認でき、本人しか持つないと判断のうえで可とします。

※資格確認書

マイナンバーカードを健康保険証として利用して
いない人などが、医療機関で保険診療を受けるため
に必要な、保険資格を証明する書類です。



以上